

神川町合併処理浄化槽維持管理補助金

神川町では、合併浄化槽を管理し、以下の3つの検査等を実施した方を対象として補助金制度を設けています。

維持管理内容	補助金限度額
① 保守点検、② 法定検査、③ 清掃	20,000円

- ① 保守点検・・・浄化槽の点検、調整や修理のことです。
- ② 法定検査（浄槽法第11条検査）・・・保守点検や清掃が適正に行われ浄化槽の機能が発揮されてるかを確認する検査です。
- ③ 清掃・・・浄化槽内に生じた汚泥などの引抜きや調整、機器類の洗浄を行うことです。

・ 単独浄化槽の維持管理費は、補助金交付の対象外になります。

・ 毎年維持管理を行い、年度ごとに申請をすると、維持管理費の1/2（補助金限度額2万円）を補助金として交付します。

・ 補助期間は、最初の交付を受けた年度から連続して3年間になります。（申請は毎年必要です。）

・ 下水道事業供用開始区域（渡瀬、元原・熊野堂の一部）以外の区域に住宅用として設置した10人槽以下の浄化槽が対象になります。

裏面へ続く

★申請時に必要な書類（申請日から1年以内の書類）※太字は必須書類

- ① 浄化槽法第11条による法定検査結果書(必須)
- ② 法定検査の領収書(必須)
- ③ 保守点検の記録簿(直近の2回分の記録簿)(必須)
- ④ 保守点検にかかわる1年分の領収書(必須)
- ⑤ 清掃又は汚泥・スカムなどの引出しに要した費用にかかわる領収書(必須)
- ⑥ 保守点検の委託契約書
- ⑦ 清掃又は汚泥・スカムなどの引出しに要した費用にかかわる実施報告書
- ⑧ 預金通帳
- ⑨ 印鑑（インクを使用しないもの）

※保守点検、清掃・汚泥の引き抜き費用を口座引き落としで支払っている場合は、通帳の写し

<問い合わせ>

神川町役場 防災環境課 0495-77-2124（直通）



補助金に関する詳細はこちらを読み取って、神川町公式ホームページをご覧ください。